

鹿屋市新型コロナウイルス感染症拡大防止事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、陽性者又は濃厚接触者が発生した社会福祉施設等に対し、予算の範囲内において検査を行うことができる用品を無料で提供する新型コロナウイルス感染症拡大防止事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設等 鹿屋市内に所在する次に掲げる施設をいう。

ア 障がい者福祉施設 障がい福祉サービス事業所、障がい児通所事業所等をいう。

イ 子育て支援施設 保育所、幼稚園、認定こども園等をいう。

ウ 高齢者福祉施設 介護サービス指定事業所・施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をいう。

エ その他市長が必要と認める施設

(2) PCR検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法又はLAMP法等による核酸検出検査をいう。

(3) 抗原検査 新型コロナウイルス感染症に係る抗原を用いたイムノクロマト法等による検査をいう。

(4) 検査所 医療機関その他PCR検査を行うことができる検査所をいう。

(5) 検査用品 次のいずれかのキットをいう。

ア PCR検査キット 鼻腔ぬぐい液又は唾液の検体を採取し、所定の検査所に送付してPCR検査を行うことができる用品をいう。

イ 抗原検査キット 鼻腔ぬぐい液又は唾液の検体を採取し、抗原検査を行うことができる用品をいう。

(6) 陽性者 PCR検査で新型コロナウイルス感染症の陽性と判定され、保健所が総合的に判断をした者をいう。

(7) 濃厚接触者 陽性者から新型コロナウイルス感染症に感染する可能性がある

期間内に当該陽性者と接触したとして、保健所が総合的に判断をした者をいう。

(対象施設)

第3条 事業の対象となる施設は、陽性者又は濃厚接触者が発生した社会福祉施設等であって、次の各号のいずれにも該当する児童、生徒、利用者又は職員（以下「施設関係者」という。）のいる施設とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 感染を心配し、検査を希望する施設関係者がいる施設

(2) 身体的、知的若しくは精神的な理由又は業務上の都合により、自ら検査所に行き、検査を受けることが困難である関係者がいる施設

(申請)

第4条 検査用品の提供を受けようとする社会福祉施設等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鹿屋市新型コロナウイルス感染症拡大防止事業検査用品提供申請書（別記様式）に施設関係者の名簿を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、検査用品を提供することが適当と認めるときは、検査用品を申請者に提供するものとする。

(検査結果の報告等)

第6条 前条の規定により検査用品の提供を受けた申請者は、検査の結果が陽性又は陽性の可能性が高いと判定された場合は、速やかに保健所内の受診・相談センターに連絡しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

